

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
議事録

日時：令和5年2月27日（月）9:45～10:00

場所：官邸4階大会議室

出席者：松野 博一 内閣官房長官
松本 剛明 総務大臣
野村 哲郎 農林水産大臣
斉藤 鉄夫 国土交通大臣
門山 宏哲 法務副大臣
小島 敏文 復興副大臣
宮本 周司 財務大臣政務官

（議事録）

○斉藤国土交通大臣 ただ今から、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」を開催いたします。

本関係閣僚会議は、所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、平成30年1月に設置したものであり、本日は第11回目の開催となります。

それでは、各省における検討状況等について、まず松本総務大臣から御説明をお願いいたします。

○松本総務大臣 総務省より、所有者不明土地対策に係る「住民基本台帳法」の改正について、御説明いたします。

1 ページ目です。所有者不明土地対策に当たって、例えば、国や地方公共団体が、所有者不明土地において事業を実施しようとする場合、その土地の所有者を探索する必要があります。その際、現状では、土地所有者の最新の住所情報等を取得するために、市町村に対し、住民票の写し等の公用請求が郵送で行われております。

これらの事務に住基ネットを活用することで、郵送による請求を行うことなく、土地所有者に係る最新の住所情報等を即時に取得することができるようになり、事務の迅速化・効率化が図られます。

これを実現するため、今通常国会に提出予定の法案に、住民基本台帳法の改正を盛り込むこととしています。

2 ページ目をおめくりください。住民基本台帳法改正案の概要です。総務省では、先ほど御説明した事務以外にも、所有者不明土地対策に関して住基ネットの活用が想定される事務について、全省庁に調査を行わせていただきました。

その結果、森林法に基づく林地台帳の更新など計7法律の事務について、住基ネットの

利用が可能となるよう、住民基本台帳法を改正することとしており、幅広い分野で、所有者不明土地対策の効率化・迅速化に資するものと考えております。

引き続き、関係省庁と連携しながら所有者不明土地対策に取り組んでまいりたいと存じます。

総務省からは以上です。

○斉藤国土交通大臣 ありがとうございます。続きまして、私から資料2を御説明します。空き家対策と所有者不明土地等の対策の一体的・総合的推進についてでございます。

1ページをご覧ください。

空き家と所有者不明土地等は、周囲に悪影響を及ぼすなど、地域の課題となっています。これらは、ともに人口減少や相続の増加等が要因となって、今後も増加することが見込まれるため、対策の強化が急務となっております。

地域においては、空き家と所有者不明土地等が混在しており、地域の機能やコミュニティの維持、経済の活性化を図るためには、空き家対策と所有者不明土地等の対策の連携を進めることが必要です。

これまでも、地域においては、2つの対策を連携させた先進的な取組が進められております。

例えば、1ページ目の左の図のように、石川県輪島市においては、まちなかの複数の空き家と空き地を地域一帯で活用して、拠点施設や子育て支援施設等を整備している事例があり、国も空き家の改修や増築に対して支援しているところです。

また、右の図のように、山形県鶴岡市においては、民間主体が、隣接する狭小(きょうしょう)な空き家と空き地の一体的な活用を所有者に提案・コーディネートすることで、子育て世帯向けの住宅の建築を誘導したという事例もあります。

このような空き家と土地の有効活用等を実現する優良・先進事例を全国で増やしていきたいと考えています。

このため、施策の推進体制、空き家と土地の有効活用と管理の確保、所有者の探索、民間との連携等を強化することを通じて、空き家対策・所有者不明土地等対策のそれぞれを強化するとともに、2つの対策を政策パッケージとしてまとめて、一体的・総合的に推進してまいります。

そこで、真ん中の図でありますけれども、昨年の所有者不明土地法の改正に続き、今国会に提出することを予定している空家法や関連する法律の改正により、2つの対策を強化・充実いたします。

その上で、2つの対策を連携させる取組を進めてまいります。

具体的には、①市区町村による空き家・土地対策の計画作成や協議会運営を連携させる、②地域一帯で空き家や土地を重点的に活用する、③管理不全の空き家・土地の管理を地域で強化する、④空き家部局と土地部局がそれぞれ保有する所有者情報を共有して所有者の探索を円滑化する、⑤行政や所有者を支援する民間主体を合同で指定し、一貫通貫でサポ

ートする、この5点に取り組んでまいります。

この政策パッケージに基づいて取組を進め、空き家と土地の有効活用や適切な管理を図ることにより、地域の課題を解決し、経済活性化に繋げるとともに、子育て世帯向けの住まい等として、空き家の活用を促進してまいります。

国土交通省からは以上です。

続きまして、門山法務副大臣からご説明をお願いいたします。

○門山法務副大臣 法務省の取組について、資料3に基づいて、御説明します。

まず、1ページ目にあるとおり、令和3年民事基本法制の見直しに基づく新制度が、本年4月以降、順次施行されます。

左側①の民法改正につきましては、土地等の利用の円滑化を図るため、幅広い分野にわたって重要な改正が行われました。本年4月1日の新制度の開始に向け、関係機関と連携して、施行準備を進めるとともに、具体的な事例に則したガイドラインを策定し、公表するなどの取組をしております。

次に、右側②の「相続土地国庫帰属制度」は、相続した土地を処分する新たな選択肢として注目されています。本年4月27日の制度開始に先立ち、本月22日からは、全国の法務局窓口で事前相談を開始するなど、円滑な運用開始に向けて、関係省庁等と連携して準備を進めております。

続いて、2ページ目左側にある③の「相続登記の申請義務化」につきましては、今般の制度改正で、相続があった場合に土地・建物の相続登記の申請をすることを義務付けるものでございます。この新制度は、施行前の相続でも相続登記が未了であれば義務化の対象になるなど、国民への影響が非常に大きなものです。そのため、来年4月1日の施行に向けた準備は、これからが正念場と考えております。

まずは、自治体を始め、関係省庁・関係機関と連携して、国民各層に行き渡る丁寧な周知広報をしっかりと進めてまいります。また、登記申請の負担軽減に関する方策を充実させるとともに、申請義務化に伴う運用方針についても早期に策定することとし、本年3月中に、国民の皆様へ、運用上の取扱いをお示ししたいと考えております。

最後に、2ページ目右側の区分所有法制の見直しについてです。区分所有建物についても所有者不明化、非居住化といった所有者不明土地と共通の問題が生じており、区分所有建物の管理・再生の円滑化を図ることは、喫緊の課題となっております。

そこで、令和4年9月に、法制審議会に対し、区分所有法制の見直しについての諮問を行い、専門部会において急ピッチで多数の論点について調査審議が進められているところでございます。

以上、法務省としては、今後、新制度の導入等を次々と迎える中、引き続き、関係省庁と緊密に連携し、必要な取組を加速して、しっかりと進めてまいります。

○斉藤国土交通大臣 ありがとうございました。

なお、ご説明いただいた検討状況を踏まえ、所有者不明土地等問題対策推進の工程表の

改定案を資料4として席上に配布しております。

説明は以上となりますが、他に御発言はございますでしょうか。

ありがとうございました。

最後に松野官房長官から御発言をいただきます。プレスが入りますので少々お待ち下さい。

(報道関係者入室)

○斉藤国土交通大臣 松野官房長官よろしく申し上げます。

○松野官房長官 所有者不明土地の問題は、地域にとって深刻な課題であり、一刻も早い解決が求められる重要な政策課題です。

そのため、これまで、平成30年に所有者不明土地法を制定して以降、毎年、各省において法律の改正などを行い、必要な制度の創設、拡充を進めてきたところです。

令和3年には、所有者不明土地の発生防止と、土地の利用の円滑化の両面から、民事基本法制を総合的に見直しましたが、いよいよ本年4月以降、段階的に施行されていきます。

今後、これらの新しい法制度について、国民各層への十分な周知を徹底するとともに、円滑な施行に努め、さらには、これらの制度を運用する過程で明らかになった課題に対応するための見直しや改善を不断に行うことが重要です。

加えて、本日は、空き家対策と所有者不明土地等対策の強化・充実、一体的・総合的な推進について国土交通大臣からご説明がありましたが、共通の課題を持つ両施策を連携させることは、地域経済を活性化するためにも重要な取組です。

今後とも、本日も説明のあった各取組をはじめ、政府一体となった取組が進むよう、所有者不明土地の問題解決に向け、各大臣がリーダーシップを発揮いただきますようお願いいたします。

○斉藤国土交通大臣 ありがとうございました。それでは、プレスの方は御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○斉藤国土交通大臣 松野官房長官の御発言及び工程表等を踏まえ、各省におかれましては、所有者不明土地等対策を着実に進めていただくようお願いいたします。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。ありがとうございました。

(以上)